

## 保育料基準額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳未満 (3号認定)	
		保育標準時間 11時間	保育短時間 8時間
A	生活保護による被保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0
B2	市町村民税非課税世帯(上記以外の世帯)	5,000円	4,900円
B3	市町村民税均等割のみ世帯	11,000円	10,900円
C1	10,000円未満	13,000円	12,800円
C2	10,000円以上15,000円未満	15,000円	14,800円
C3	15,000円以上30,000円未満	17,000円	16,700円
C4	30,000円以上50,000円未満	19,000円	18,700円
C5	50,000円以上70,000円未満	21,000円	20,600円
C6	70,000円以上90,000円未満	23,000円	22,600円
C7	90,000円以上120,000円未満	26,000円	25,500円
C8	120,000円以上180,000円未満	29,000円	28,500円
C9	180,000円以上240,000円未満	32,000円	31,400円
C10	240,000円以上300,000円未満	35,000円	34,400円
C11	300,000円以上360,000円未満	38,000円	37,400円
C12	360,000円以上	42,000円	41,300円

- ・ 保育料を決定する場合において、4月分から8月分では「前年度の市町村民税額」を適用し、9月分から翌年3月分までは「当年度の市町村民税額」を適用します。
- ・ 年度の途中で3歳に達した場合、その年度中に限り3歳未満児と同額を適用します。
- ・ 同じ世帯から2人以上入園している場合には、第2子は半額、第3子は無料です。